

信用補完制度に係る主な沿革

- 昭和25年12月 「中小企業信用保険法」の制定**
中小企業庁の特別会計で金融機関が行う中小企業者に対する貸付けについての保険を開始。
- 26年12月 「中小企業信用保険法」の改正**
信用保証協会の行う中小企業者の金融機関からの借り入れについての保証の保険を開始。
- 33年 7月 中小企業信用保険公庫(現在の日本公庫)設立**
中小企業庁で運営されてきた中小企業信用保険事業等にかかわる一切の権利義務を承継。
- 平成10年 10月 中小企業金融安定化特別保証制度の創設（～13年 3月）**
大手金融機関の経営破綻等を契機とした金融システム不安による信用収縮に対応するため、信用保証協会の行う保証について特別の保証枠を設け、経営の安定に支障を来している中小企業者等への支援を拡充。
- 10年 12月 破綻金融機関等関連特別保険等制度の創設**
信用保証協会の行う破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の借入れについての保証の保険を開始。
- 18年 4月 保証料率・保険料率の弾力化**
従来、一律であった保証・保険料率について、一部の保証・保険を対象に信用リスクを考慮した9区分の料率体系を導入。
- 19年 10月 責任共有制度の導入**
従来、保証協会が原則100%のリスクを負担していたが、保証協会80%、金融機関20%のリスク負担に変更。
- 20年 10月 緊急保証(景気対応緊急保証)制度の創設（～23年 3月）**
国際的な金融不安を契機とした厳しい経済状況において、例外業種を除き原則として全ての業種に属する中小企業者を対象とし、売上等が減少している中小企業者等への支援を拡充。
- 23年 5月 東日本大震災復興緊急特例の創設**
東日本大震災により直接又は間接的な被害を受けた中小企業者に対し、その事業の再建その他経営の安定に資する資金に係る債務の保証を促進するため、保険の特例(付保限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等)を創設。